

心音つばさ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人博光福祉会
所 在 地	大阪府河内長野市小山田町448-2
電 話 番 号	0721-52-3888
代表者氏名	理事長 桐山 博

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	心音つばさ保育園
施 設 の 所 在 地	伊丹市瑞原2丁目52番地
連 絡 先	電話番号 072-777-0283 FAX 072-773-4152
管 理 者	園長 中 台 圭 太
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 12人 1歳児 14人 2歳児 14人 3歳児 20人 4歳児 20人 5歳児 20人
利 用 定 員	0歳児 12人 1歳児 14人 2歳児 14人 3歳児 20人 4歳児 20人 5歳児 20人
開 設 年 月 日	平成27年5月1日

3 施設の目的・運営方針

心音つばさ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供にあたり、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		999.86 m ²
園 舎	構 造	鉄骨 耐火建築 3階建
	延べ面積	989.58 m ²
園 庭		地上園庭 156.74 m ²
		3階屋外遊技場 140.65 m ²

(2) 主な設備

- ・乳児室 2室 (0歳児・1歳児)
- ・保育室 4室 (2歳児・3歳児・4歳児・5歳児)
- ・ランチルーム・遊戯室・調理室・事務室・子育て支援室・一時保育室
- ・相談室・研修室・授乳室・会議室

5 提供する保育等の内容

当園は、新保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 一時保育

1歳以上より 9:00～16:00 (月～金曜日のうち本園が定めた日)

1日につき 3,000円 (給食代含む)

6 職員の体制

・職種別の職員の数

園長 1人 副園長 1人 主任 1人

保育士 20人 (非常勤を含む) 栄養士 1人 調理員 4人

※上記は予定人数です。法令の最低基準以上の職員体制を整えています。

・職員の勤務形態・労働時間

正規職員の勤務時間帯 7:00～19:00 8時間のローテーション勤務

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。（※具体的には「8 の保育を提供する時間」を参照いただき個別に決定させていただきます。）ただし、年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日は休園となります。家庭保育協力日：入園式（4月第1土曜日）お盆（8月11日～16日）・卒園式（3月第4土曜日）、次年度準備（3月最終日）、その他特別な行事や等の突発的な事柄。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

・保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内（別途、申請と承認が必要）で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

・保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から18時、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供（別途、申請と承認が必要）いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

☆延長保育の時間帯について

短時間認定：7時～8時30分・16時30分～18時

標準認定・短時間認定とも：18時～19時

上記の時間帯の保育をご利用される方は、就労証明（勤務証明）と「延長保育等申込書」をご提出いただき、個別に決定いたします。

7:00	9:00	18:00	19:00
標準時間保育時間			延長保育時間
標準時間内延長	短時間保育時間	標準時間内延長	
8:30	16:30		19:00

9 利用の開始に関する事項

伊丹市こども未来部子ども室保育課に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書・入園のしおり、ほけんのしおりや園のルール等に同意された後に保育の提供を開始します。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
 - ・ 入園のしおり 10 ページ記載のその他の費用を3か月滞納したとき
 - ・ 園の方針を遵守しない等、利用者と園との信頼関係がなくなった場合に園は利用者に対して園の方針を遵守するように催促したうえでなお遵守されないとき

11 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

園内調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供（原則）を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃
3歳児		11時30分頃	15時頃
4歳児		11時45分頃	15時頃
5歳児		12時00分頃	15時頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

※行事等お弁当日もあります。

(3) アレルギー対応状況

除去食対応

食物アレルギー対応マニュアル有

食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ずご連絡いただき、状況によっては所定の書類の提出、医師の診断、栄養士面談等をお受け頂きます。

12 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科、内科

医療機関の名称	いしいこども医院
医院長名又は医師名	石井良樹
所在地	伊丹市西台1-5-3 伊丹くれたけビル1階
電話番号	072-768-9271

(2) 歯科、小児歯科、

医療機関の名称	黒田歯科
医院長名又は医師名	黒田真司
所在地	伊丹市昆陽北2-4-3
電話番号	072-777-1843

14 緊急時の対応

お預かりしている園児に、健康状態や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に提出していただいた緊急時医療処置に関する承諾書にのっとり、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	各種の緊急時を想定して、避難訓練は毎月1回以上実施します。消火の訓練も年1回以上実施します。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの更新、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・苦情解決責任者 園長 中台 圭太 ・窓口担当者 副園長 溝上 宏子 ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号 072-777-0283 ・FAX 072-773-4152 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください
第三者委員	原ウメ 社会福祉法人大阪婦人ホーム 子ロバ保育園 電話番号 06-6928-2828 黒木潤 社会保険労務士法人 Winz 電話番号 072-242-4310

※要望・苦情等に係る投函箱『つばさくんポスト』を設置しています。

18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

①	保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
	保険の内容	災害給付
②	保険の種類	大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設・事業者総合補償
	保険の内容	保育施設、エレベーター賠償責任補償・民間保育園の子育て支援事業参加者傷害補償

19 園児の利用状況

	(令和7年2月現在)
0歳児	15人
1歳児	18人
2歳児	18人
3歳児	23人
4歳児	24人
5歳児	23人

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審なし	
自己評価の実施状況	受審なし	

21 子ども・子育て支援法第39条第3項第5項の規定により公表・公示された旨
なし

22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（※印は希望者のみ）

ID カード	1,500 円	購入時 (追加購入時は購入月徴収)
園児 1 人に 1 枚必要です。 <u>登降園時に保護者が持参して打刻 (※) をして下さい。</u> <u>出欠席確認や、延長料金確認等に使用します。</u>		
※カードフォルダ	150 円	
ネームカードを首からかけるフォルダです。		
布 団 代	1,290 円	毎月徴収 (口座振替)
持ち帰り等のご家庭の負担や衛生面を考慮しレンタルを利用頂きます。		
給 食 費 (3 歳以上)	主食費 1,000 円 副食費 5,200 円	
完全給食とする為、徴収します。		
保 育 充 実 費	500 円	
行事のプレゼント・進級時用品代・遠足代・機械警備費及び門扉管理費など年度末に収支報告の上、精算します。		
紙 お む つ (1 枚)	40 円	使用月徴収 (口座振替)
おしりナップ	200 円	
◎制服、体操服代 (夏、冬)	約 40,000 円	購入月徴収 (口座振替)
用 品 代 (0・1 歳児)	約 1,500 円	入園、進級時
〃 (2 歳児)	約 3,500 円	
〃 (3 歳児)	約 5,500 円	
〃 (4・5 歳児)	約 8,000 円	
日本スポーツ振興センター	235 円	年額 (全額 365 円のうち、園が 130 円負担します) ※要保護世帯は負担金 43 円
※その他	5 歳児のお泊り保育費用はその都度お知らせいたします。	

※表記の金額はおおよその目安です。価格が改定される場合があります。

※引き落としの取り扱い可能な銀行は三菱東京 UFJ 銀行のみとなります。毎月 20 日までに入金をお願いします。

2 延長保育に係る利用者負担

※保育園の閉園時間は 19 時となっています。19 時に保育園を閉めますので

必ず 19 時までにお迎えをよろしくお願いします。

※19 時（土曜日は 18 時）を過ぎると 15 分につき 500 円の時間外保育料が発生しますのでお気をつけください。

※延長保育の申込みが無い方は 18 時を過ぎますと 15 分につき 500 円の時間外保育料が発生しますのでお気をつけください。

延長保育に係る利用者負担（単位：円）

各月初日の延長保育を受ける児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
		標準・短時間認定とも	保育短時間認定
階層区分	定義	18 時～19 時	7 時～8 時 30 分・16 時 30 分～18 時
第 1	保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 項の里親である世帯	0	0
第 2	第 1 階層を除き，当該年度分（延長保育を受けた月が 4 月から 8 月までの場合にあつては，前年度分）の市町村民税を課されない世帯	1, 000	0
第 3	第 1 階層及び第 2 階層に該当しない世帯	4, 000	500

令和 7 年 2 月改正